【事案I-8】解約返戻金および掛金返還請求

· 平成 30 年 2 月 19 日 和解解決

<事案の概要>

申立人より、建物更生共済契約に係る共済契約者(妻)の死亡に伴い、申立人(相続人)の関与・関知しないところで、共済掛金の納付方法を共済契約者の義父(申立人の実父)名義の口座振替に切り替えるなど、被申立人らによる不適切な事務手続を経て契約の存続を図った事実を踏まえ、共済契約者の死亡時における申立人への解約返戻金の支払および以降の既払込掛金の義父への返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人らは、共済契約者死亡時に適切な事務手続を経ず契約を継続させた事実を 踏まえ、1. 共済契約者死亡当時における解約返戻金を相続人に支払え、および 2. 共済 契約者の死亡時以降、共済契約者の義父の口座から引き落した掛金総額を同人に返還 せよ、との判断を求める。

- (1)被申立人らは、平成14年2月死亡の共済契約者の共済契約をそのまま存続させて、 共済契約者の義父の口座より、平成14年7月から平成26年12月まで掛金を引き落 して収受した。振替口座依頼書の記入も無く、相続人でないにもかかわらずである。
- (2)被申立人らの回答書で、「相続人が決まらない状況」とか「私が同居していなかったのでは」とかあるが、申立人は、両親や2人の子供とは同居していたし、連絡は十分取れたはずである。
- (3) 共済の目的である建物は、申立人が代表を務める会社名義で、申立人に連絡を取れなかったなど有り得ない。また、同建物については、既に平成24年に滅失登記を行っているが、その後も義父の口座から掛金の引落しがされている。
- (4)被申立人らにおいて、長期間、申立人に連絡を取ろうとしなかった方々の監督責任は、重大だと思われる。

<共済団体の主張>

・ 「平成14年7月から平成23年10月まで義父の支払った共済掛金総額の返還を行わないことを条件に、平成27年1月1日付け消滅の当該契約の返戻金を共済契約者の相続人に支払うことは可能。」

ただし、共済契約者の相続人である申立人が相続放棄の手続を行っておらず、他 の推定相続人からの委任状の提出が支払の条件となる。

・ 即ち、共済契約者の死亡後より申立人の実父の支払った当該期間分の掛金返還には 応じられない、との判断を求める

- (1) 共済契約者の死亡後に、義父本人名義の掛金口座振替の扱いによって契約が存続されたことは認める。
- (2) 義父の口座から掛金引落しがなされていたのは、平成23年10月までであり、「平成26年12月まで」とする申立人の主張は否認する。
- (3) 義父の「振替口座依頼書の記入も無く」とする申立人の主張も否認する。

現在、当該振替口座依頼書は、中越地震の影響によりその存在が明らかでないが、 無断で口座引落しがなされた訳ではなく、次の事実からも、義父自身が、本人口座 からの掛金引落し、建物の保障継続のいずれも了承していたものと認められる。

- ① 通帳記帳により引落しの事実は容易に確認ができ、その際に問合せを行うことも可能であったこと。
- ② 平成27年1月5日、14日の両日の妻を共済契約者としていた契約の取扱いについての話合いの場面でも、何のクレームも受けていないこと。
- (4) 申立人が義父らと同居していたとの主張は否認する。 義父は、共済契約者の死亡後、同居していなかった申立人と連絡が取れなかった ため、自らの口座から掛金引落しを行うことで契約存続を選択したと考えられる。
- (5) 共済掛金の最終引落し日は平成23年10月であり、滅失登記以降に引き落とされた事実はない。

<裁定の概要>

審議会における被申立人らへの事情聴取等に基づく審議の結果、共済契約者の死亡時の解約よりも契約継続による契約消滅の方が、加入者側の利益が大きいと判断し、また、紛争の実質的当事者は申立人ではなく義父であることに照らし、申立人を義父の共済契約の処理に関する一切の権限を委任された代理人として取り扱う整理も行いながら、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人らは義父の代理人としての申立人に対し、和解金を支払うことで両当事者が合意し、和解解決となった。